

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

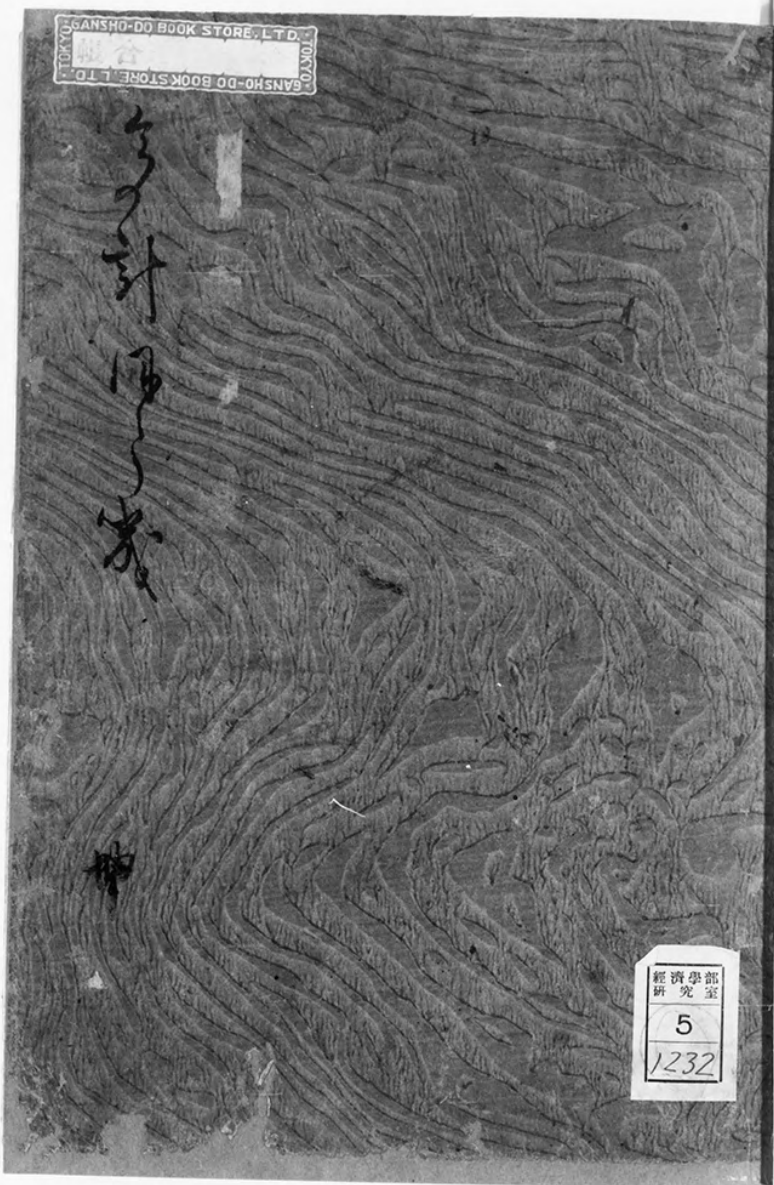
- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

たけほうき
(カ)
坤

俗性星野氏
経智摩坊土化散人
越翁淡水居士
行年七十歳書
文化十一年
(二八二四)

東大・経済
5 Z
/232

70
1
2
3
4
5
6
7
8
9
80





38420

帳会流南日最物事也

一 大坂米相場 流会付若深屋原金成目古庵成目辰五郎元祖通算あり

御儀様江五五所通之遊仁岩原通算依頼諸家様沙羅河活南書信

有諸方人教相泉流金々々書實任事左様

御儀様諸方煙火門清々 御来印頂戴付座枝辰命身土通元々

御来印江流金上中右流金々々數年米書實任事江内堂鴻米々々河原

米相庭之呼今堂流場所江移寄書實任事書南内江江遊々々

取寄書江南内之流相庭有之所備書江流金書書上右建書

々々相庭限月限相庭右限江内之南内々々書相庭江所江書

[illegible]

萬里尺時於後主加東漢清帝在三仲實為不
 月 御免之上時加劍履 御免之上時加劍履
 大坂米商因歲末味深長多事乃於冬月同八月大坂米商因歲末味
 了較後 涉口戶長者 仲實勝馬牙直廣 壹實
 一統報 每壹實相婦 其以弟其服 其有國六十年十月仲實 仲實
 今是步 仲實相婦 其以弟其服 其有國六十年十月仲實 仲實
 仲實相婦 其以弟其服 其有國六十年十月仲實 仲實
 實一統相婦 其以弟其服 其有國六十年十月仲實 仲實

可有此其後事上如輪恒清淨以平日回緣分
 願下亦于一月大坂東仲實錄煙師有以清拂札四百拾或致上而
 御免樣多為願下難有頂戴仕園七庚午六百拾或致又頂戴仕園拾年
 七月三百拾或致於今午三百拾或致又六百拾或致又頂戴仕園拾年
 至三月五五加東屋舍志勢也東仲實錄煙師有以清拂札四百拾或致上而
 右大今米年寺法信甘昭厚寺本堂上納法信事今米東屋舍志勢也東仲實錄煙師有以清拂札四百拾或致上而
 為實加身分森米實信上納法信事今米東屋舍志勢也東仲實錄煙師有以清拂札四百拾或致上而
 久益軒仲間 御免上為 仰有依之東屋舍志勢也東仲實錄煙師有以清拂札四百拾或致上而
 仲實錄札四百拾或致上而 仰有依之東屋舍志勢也東仲實錄煙師有以清拂札四百拾或致上而

河内身佛清奉行上席清拂札煙師四長成不後者上上為意大以
 有德院殿樣御免上為 仰有依之

佛若中樣

寺社清奉行

松平右近將監樣

黑田豐常寺樣

松平伊豆寺樣

小出信濃寺樣

酒井廣收寺樣

井上河内寺樣

松平右京寺樣

西尾隆俊寺樣

御勘定清奉行樣

江戸所清奉行

細田丹波寺樣

大園六郎寺樣

朱書

右之様候 江戸名爲 仰下向三郷町可相觸者也

吉保十六年

戌八月十六

目向

津路

大坂堂津懐念流南四郡初分守主事 係候主事相主事是乃可相觸者也

江崎屋主人小津江注

文保五年戌六月四日

上奴佐信
下奴佐信

留 佛 様 御 下 向 三 郷 町 可 相 觸 者 也

おのり

師の白 御下向三郷町可相觸者也

留 佛 様 御 下 向 三 郷 町 可 相 觸 者 也

おのり 御下向三郷町可相觸者也

留 佛 様 御 下 向 三 郷 町 可 相 觸 者 也

おのり 御下向三郷町可相觸者也

朱書

一六五石

同 三〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

貞享二五年小松
西代松平左衛門代

中條吉成

一四〇石

同 貳〇石

貞享二五年小松

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

日守仙金藏

一四〇石

同 貳〇石

貞享二五年小松

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

岡田雲庵

一五〇石

同 貳〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

上原雁橋

一四〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

日守仙金藏

一四〇石

貞享二五年小松

一七〇石

同 貳〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

中條吉成

一五〇石

同 貳〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

岡田雲庵

一二〇石

同 貳〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

岡田雲庵

一二〇石

同 貳〇石

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

寛文元禄年小松
貞享二五年小松

岡田雲庵

朱書

右十三所、高麗國時、果江、江、運道仕、分

一 三千石

貞亨元年、年、代、

内 千石

内 千石

右國、

遠州、中城

一 四千石

内 千石

右國、

遠州、中城

内 千石

内 千石

右國、

遠州、中城

一 五千石

内 千石

内 千石

右國、

遠州、中城

一 三千石

寛文元年、年、代、

内 千石

内 千石

一 八千石

内 千石

内 千石

三所吉田城

一 五千石

内 千石

内 千石

右國、

遠州、中城

一 五千石

内 千石

内 千石

右國、

遠州、中城

一 五千石

内 千石

内 千石

右國、

遠州、中城

朱書

一 一万石

一 五千石

内 貳千石 口

一 五千石

實文文也年小所記

内 貳千石 口

一 二千石

内 貳千石 口

一 貳千石

内 千石 口

一 四千石

内 貳千石 口

一 一万石

一 五千石

内 貳千石 口

一 一万石

一 一万石

一 五千石

内 二千石 口

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

松平城中之

朱書

一四石

寛文元世年外新祝

腰掛松山城

日國松山城

一四石

ワシ

松山城

日國松山城

一五石

右字五石新江左運送自備以中里至由國之飛鳥

松山城

日國松山城

一三石

一四石

貞享二正年小増

松山城

日國松山城

一五石

一四石

ワシ

松山城

日國松山城

一四石

一二石

松山城

日國松山城

一三石

松山城

日國松山城

一四石

松山城

日國松山城

一五石

松山城

日國松山城

一六石

松山城

日國松山城

一七石

松山城

日國松山城

一八石

松山城

日國松山城

一九石

松山城

日國松山城

二〇石

松山城

日國松山城

二一石

松山城

日國松山城

貞享二正年小増

朱書

一 四千台字石

新大和
相模山城

一 三千石

内友能中
奥羽山城

一 七千石

保野能中
国國金澤城

此上所列江戶運送船中揚子石

一 三千石

丹後能中
奥羽二天城

一 八千石

以千石
国國山川城

在二下所陰背石揚子石運送仕場有石物及石方相拂り

一 五千石

輪車
城高田城

是六海陸運送仕場近來江戶運送仕場

一 七万石

横別大板城

一 一万石

国國高橋城

一 一万七千石

山城二條城

二条河原町一万余石管江運送仕場方有石物及石方多相拂り

一 八万石

江州大津城

在大津河原町一万余石管江運送仕場方有石物及石方多相拂り

今之東山運送仕場方有石物二条高橋江州河原町有石物及石方多相拂り

此等石物及石方多相拂り仕場近來江戶運送仕場

此等石物及石方多相拂り仕場近來江戶運送仕場

朱書

一 主万石

漢中城

漢書地理志云：秦破巴蜀，徙秦民之蜀，方其時，三巴未定，故移之。

一千石

伊東市市勢
武江神樂川

一千石

相州後漢

一三千石

月夜
月夜

一入百石

平陽府志
潞州蒲東

是年十一月在法堂與迎年之友相別法僧在右名金成法所之弟是年
法僧時入乳之河下和法僧等。

一之百石

虎列

是之記、着石、積、粉、之、法、要、所、近、來、米、二、石、積、粉、之、法、要、之、法、

時孔亟迎黃濟水也黃有伏令至立濟水而動定位上今車無字所信銘

江戸相違り後々至る但大坂高松源大津濱所より年々高松より多し

蘇軾詩集

年号月

仙石和泉守

公孫

卷一百一十五

卯

大國估前等

五

南多涉路乎

五

十本

10

朱書

大保加賀寺殿

大保加賀寺殿

阿部豐後寺殿

戸田山城寺殿

△日本國大名教惣知評高部土時服惣知補

享保十二丁未年八月政

一沖積代外流大名五拾人

一沖積代外流大名五拾人

一酒造四人

一諸役人三拾七人

湯島村 長年寺 沙彌若書
寺田村 寺田良 大善院

右八百五十八人主方在湯島村長年寺沙彌若書行而六百五拾九人主方在寺田村良大善院

○外五百五拾九人主方在寺田村良大善院

○惣合千七百五拾九人主方在寺田村良大善院

朱書

市役人猿牧面と字し

一 同年九月五日陽に時辰卯申酉十六人

但し 雨本願寺吉川左衛門多助也

市役神立百二十人

あうりもろ 藤井目守人 藤井七 柳屋主

鶴屋之もろ 藤井目守人 藤井七 柳屋主

大判金主殿 上枝 春吉 藤井目守人 藤井七 柳屋主

右と通當堂陽に於てしる所なるを左に記す也

二 大神居湯まゝの義心金藏の勇士十六人を撰みひつり

紅葉山清雲屋の月ふふそと連十六人の位牌をまゝとす

俗名名事を記し 並に新田義貞氏也

松平基孝 柳原武雄 藤井目守人 藤井七 柳屋主

大久保士郎 藤井目守人 藤井七 柳屋主

大久保治左衛門 藤井目守人 藤井七 柳屋主

服部半蔵 正成 藤井目守人 藤井七 柳屋主

酒井左衛門尉忠次 井伊半助 藤井目守人 藤井七 柳屋主

本多中將天晴 藤井目守人 藤井七 柳屋主

朱書

鳥居四郎左衛門正成

渡邊守忠藏守經 萬清友藏入彦心

右に坐列甲乙前後より離不審なり侍可なり又

上座中央より 東照宮御位解し

二 寛永七年天下の諸候より四君子十善を奏する者

四君子

銀澤大綱と頼宣郎

阿部豊後守忠秋

松平新左衛門光政

板倉内膳正室邦

水戸黄門光國郎

久世大和守廣之

十善

保科隆俊守正之

松平日向守信之

初馬島守忠胤

板倉市正里大

腹神備後

松本信康守尉

河井隆徳守尉

五味友左衛門

二

大坂の城東橋城は居るが新平城は信之、豊後守忠胤の城代を各

安泰小姓紙部と事ある色々の妖怪あり時小高保十五年小

戸田大隅守沙城守小高守とて大坂を攻めしむるが城代を各

大隅守前知しむるが城代を各の地小高守の社より先

城番に代り目小先世松平小高守より、信之を以て、四又

朱書

たりとあん見す。此後の地獄はを利ぢれ。ふささとの
 長サふん余有。と肩をさ。外帳。くみす。う。だまれ
 ころ。程。の。手。金。く。り。う。油。の。力。氣。健。た。る。御。も。の。金。
 へ。後。長。七。年。と。言。ふ。く。遊。の。死。を。く。う。う。後。世。の。幸。い。ぬ。う。
 時。ふ。高。保。七。年。の。事。なり。

二 林道春と東の所の人柿と帝とと弟南へ移る。ゆさを学又
 をゆ。其の博學は才成。禅僧母壽院。惺翁と師と。後ふ
 神。當。家。の。お。も。の。信。々。慶。長。辛。申。大。江。出。陣。と。傳。へ。く。り。
 或。夜。大。敵。の。沖。前。と。い。ふ。側。底。は。世。に。は。ま。と。尋。の。道。春。

迷惑とせしの上。ふ。ゆ。り。と。河。側。底。程。の。の。を。同。け。ら。う。
 ころ。道。春。父。は。ふ。ゆ。り。の。時。ふ。固。固。決。然。と。同。く。同。ね。の。の。中。ふ
 舟。出。の。小。艇。と。い。ふ。道。春。の。信。の。鬼。の。精。の。を。信。に。還。し。こ。り。
 か。も。名。を。打。出。の。小。艇。ジ。ヨ。ム。ジ。ヨ。ム。と。い。ふ。如。何。早。に。春。の。ふ。さ。ふ。を。
 よ。う。い。ふ。く。よ。う。い。ふ。く。の。實。に。と。ま。り。と。ま。り。と。亦。信。回。を。信。と。同。く。
 帝。部。遊。ひ。小。鬼。の。血。と。い。ふ。事。ふ。ま。を。あ。く。あ。く。の。初。め。ふ。タイ。ドノ
 タイ。ドノ。タイ。が。娘。ハ。梶。東。ア。メ。ウ。シ。市。の。杖。を。寄。り。と。通。り。あ。う。サ。ラ。ハ
 ヲ。ウ。テ。ツ。イ。ノ。ケ。と。云。ふ。い。り。同。道。ま。ま。と。是。頼。の。の。時。
 出。り。威。を。握。ひ。い。る。を。計。い。る。初。め。ふ。タイ。ドノ。と。信。者。不。

貝原篤信

字職稱久谷工藤軒能取後人父實齋○兄樂軒

貝原好古

字市之進号損軒

中江藤樹

名原字雅命稱子舍門江州三好郡中川村人家父多友附有默齋
追江聖人○卒年八十九年四十一

熊澤芳分

其先尾張人俗稱澤部小長子○由左門子石渡和州吉野河人
息淵軒下橋月年卒八十九年七十三

山崎闇齋

名嘉字敬我俗稱嘉吉門播磨宮東郡山崎人幼名吉總藏主号又
卒八十九年六十五門人私よ加靈社卜諱又

伊藤仁齋

名公維禎中江源祐泉別居卒八十九年七十九

東 注

名長胤字源武號々齋仁齋長子○卒七十九年紹遠先生諱

物祖來

本姓物部氏秋生名鑒松字茂卿俗稱智屋門卒八十九年六十三

太宰春臺

辭純字德夫号紫芝園本姓平手氏大宰藤原第二養子太宰
氏号曰久信別之人卒八十九年六十八

服南郭

本姓服部名元喬字子遷俗稱小屋門屋別居卒八十九年七十三

湯淺常山

名八元禎字八子祥備前產卒八十九年七十四

入江若水

稻若水

名直哉字彰信若水号々

北山友松子

母北名壽庵崎陽人

平賀旭溪

名國倫字主壽俗稱源内東讚產

木下長嘯子

本姓木下名勝俊若按倭任かし東山隱を自ら長嘯子ト号
天哉公羽ノ号アリ

松永貞徳

名勝熊後上貞徳ト更々因字ヲ逸齋細川藤三郎トテ
花笑翁 道遥軒長頭九明心居士

北村季吟

江昆北村名公季吟格糖軒ト号或ハ唐糖々

男湖春

本吟堀男ハ花果院ト号

二男正立

本吟二男新玉清徳ト号又 本吟門下山園元庵ト号
○谷口元洪ト号ハ恒耶山人 本吟ノハト名仲修徳ト号ハス

河瀬管雄

名北管雄神露堂ト号弟修人

僧契仲

名冲謙定名契仲ト号又姓ハ下川氏格刺虎崎人元張氏卒ト号

今井似閑

貞午ト号

多田兵部

名多田三南領ト号又ハ秋齋ト号モ浪花人

荷田春満

本姓荷田名称シテ氏ハ羽倉齋官ト称

加茂真淵

本姓加茂縣主二國部衛ト号又

藤原宇俊

本姓加藤称ハ大 equal 靜舍

朱書

いふに又上意考へてあるに思ひぬ

あつう満きひやでもわきふい腹くねる紫田先生

山道を返るより此のなかで戯れよう

あるのちが
増えられん

川島孝之

たゞし、この船の船主の如きといふことは、

上野の寺に建つ石塔に波瀾あり

第一卷 天定山十年間の事

ちん端入ればち端入るのあつたふふふ

あゝ中津の津吾梅若より

Handwritten signature or name.

不^レ_レ木^ノ源^ノ水^ノ入^ノの谷

おき

金紋一對箱
銀鞍虎革覆

借問大名誰
松平如賀守

朱書

第一、大體の事 （一） 大體の事
 世の情 （二） 世の情
 世の情 （三） 世の情
 世の情 （四） 世の情

世の情 （五） 世の情
 世の情 （六） 世の情

世の情 （七） 世の情
 世の情 （八） 世の情

世の情 （九） 世の情
 世の情 （十） 世の情
 世の情 （十一） 世の情

世の情 （十二） 世の情
 世の情 （十三） 世の情
 世の情 （十四） 世の情
 世の情 （十五） 世の情

朱書

馬をばつやと移し母のゝぬきをうす寛文三年

其の下の草をすくふと、
 ぬねで、
 永に安られ
 紅毛丸は、
 つかさどる

人多き人少き人あり人ひさしくあり

楠屋のよきなりともいふは、

木下村の手記をいふと、福の規はさうな情を知ることがあつた。

石渠寶笈

東洋の文化の源流をたどる

○年寒松柏顏色
家裏顯忠臣

○武隱叢書校華

家歴々天主とて未主自六ノ新園研ノ城ニ陳設也恒滞胎内ニヶ月々々
 涉母ニ味物下野事流妙ノ湯係名也乃多急改ノ湯最々事即後元和事ニ是宮の由緒
 後ニ傳母院ニ々々奉々 家歴湯乃々竹茂院ニ々々奉々 園ニ々甲辰年三月廿夜
 乃々園研湯乃々之郎唐客の湯夢相不

[illegible][illegible]

朱書

●天子の聖事と主上も階下も一なる御當の由と御清く御多敷と御寧く美く
なり望み御代を御存を誠社より天下へいふ御代を御存よりつと御清く
ア日本御代を御存よりつと御當會く也

親王曰：「帝子，漢帝主親王。」宣下。初，漢高祖以功臣封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至文帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至武帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至昭帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至宣帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至元帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至成帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至哀帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至平帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至光武時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至明帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至章帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至和帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至安帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至順帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至桓帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至靈帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至獻帝時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至魏時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至晉時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至宋時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至齊時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至梁時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至陳時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至隋時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至唐時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至五代時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至宋時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至元時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至明時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。至清時，始封諸侯，其後世襲，其子弟不得封。

● 近九二營司是之天孫家之近湯殿之嫡流之九條殿之庶流之九條家之

一條家二條家通乎殿別室々々驚自家有

●公卿三位以上之人至中門殿上人四位之位
中將侍從等也

公方之志事足利氏、端緒宗園院義滿之時始之

院六天子御位を道と爲しなり又六上天皇より七上皇より八上皇より九上皇より

● 清代を修むる方々三皇五帝を奉り官位は天子大少卿を以て階々を位を著るを令旨とす

● 天子の御母を國母とて中宮の位より尊ぶを内嬪と号す是女嬪と也

●東宮の清基を清基動とて、攝政關白の基より清基とて、大基を清基とて也。
根政、圓女帝初帝の時、斗有之也。

朱書

●内裏(奈)を奈内(内)の内は内を堂上虎より内殿の外は外を

天下の諸侯の縁近き者を異姓を由多きこと小國の宗を院系とす

●宮方より皇子の位を降し各親王に又親王に宣旨もあつたといふ。

一の宮二の宮三の宮に女を配する

天子の清姉妹又皇女の親王
宣下、蒙給ふを内親王とす。又

武家官の事大納言中納言冬儀
羽林宰相中將中將從諸太史侍の事ハ在りあの
内羽林が（川口）

因大臣以上公方樣事任官之又四品官亦以位階之叙

位累事の官位相由多人の由はよき事なり

正位神の偉きものなり

大坂の老屋を以て贈官とす世に大坂を以てす

一のかみは長くかゝるは府立女子美術学校

今外上田太右衛門の官よりかき違へて内府よりこれ

中書或外氏治部等刑部藏宮內八省

中務卿上東部吏部氏水部氏礼部氏工部氏

刑部大藏大府宮内々々部司農が名だれ

右の技藝も神代以来よく存徳天皇の御代より古く加へていふことを得

大化五年始く省百官を定めて

朱書

△唐泊舟士文坐註

能前志府唐泊浦舟行勢述主に在積の船有船政を主とすゆゆ水
 之舟主入唐泊浦舟行を記述し其舟主主とすゆゆ水之舟主を
 經て明和七年庚辰八月六日唐泊の舟主主とすゆゆ水之舟主を
 の舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水
 を記述し其舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水之舟主主とす
 陸主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水
 中津の舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆ
 積主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水
 主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水之舟主主とすゆゆ水

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

朱書

[illegible]

今迄は佛の焼くところあるはきりきりといふ面目を
 赤くは備へて衣は焼く色のは衣を布き曲の布き
 するは焼くといふ事あるはきりきりといふ面目を
 備へて魚肉焼くといふ事あるはきりきりといふ面目を
 備へてはきりきりといふ事あるはきりきりといふ面目を
 も是も同じといふ事あるはきりきりといふ面目を
 ひきつるといふ事あるはきりきりといふ面目を
 赤くは備へて衣は焼く色のは衣を布き曲の布き
 するは焼くといふ事あるはきりきりといふ面目を
 備へて魚肉焼くといふ事あるはきりきりといふ面目を
 備へてはきりきりといふ事あるはきりきりといふ面目を

朱書

今食わす痛い通いさけが居る密令通い地味あつた
 町いさかた勢もやねね船行もさうさうなふりすといふ
 海もさうやぶやぶの世もさうい國の内もさうな海船も
 ねん是といふ解るやいふさうい船もさうな海船も
 然るも是をさうい上船もさうさうさうさうさうさう
 さうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう
 事かといふ是をさうい別のさうさうさうさうさう
 さうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう
 さうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう
 影い國は政いさういさういさういさういさういさう

年々いさういさういさういさういさういさういさう
 外の國もさういさういさういさういさういさういさう
 歌道城もさういさういさういさういさういさういさう
 月全輝もさういさういさういさういさういさういさう
 若雷もさういさういさういさういさういさういさう
 今もさういさういさういさういさういさういさう
 甲第もさういさういさういさういさういさういさう
 今もさういさういさういさういさういさういさう
 今もさういさういさういさういさういさういさう
 今もさういさういさういさういさういさういさう

増城

朱書

かくあるもの腰をうけ渡のさかへ人我を運入行つてゐるものと
 上へいふなり船のふたりのすゝた人船もいゝ日本人の中へも
 いふなり船のふたりのすゝた人船もいゝ日本人の中へも
 け人又さういふ船はふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 大將なる人をセシタリといふなり船のふたりの便船ありといふなり
 くれ人又さういふ船はふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 船と云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり
 ありといふなり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 の船と云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり
 る船のと云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり

和蘭使
使名馬
冠

年々あり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 ありといふなり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 船と云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり
 ありといふなり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 の船と云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり
 も船と云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり
 朝の食事中の船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 ありといふなり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 船と云ふは四日に入人といふなり船のふたりの便船ありといふなり
 ありといふなり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの
 ありといふなり船のふたりの便船ありといふなり船のふたりの

海に舟を浮かべしるは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり

常は帆柱のよき者なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり
舟の主人は舟を動かすは舟の主人の志なり

朱書

聞中書省以休令京方堪為

正立

記

卷之六

来

尺素

無心

五

虞

司

仲新

此紙每可用多張者今之書也

主の御心願を
 成すに努むる
 こととす
 主の御心願を
 成すに努むる
 こととす
 主の御心願を
 成すに努むる
 こととす

○ 中 九 十 九

かしやうらん。いふ心をもてんらん。檀も。いふ所の感。いふ考。を
 修。一。中。何。され。律。新。の。考。を。いふ。心。をも。修。め。いふ。心。をも。考。め。い
 歴。史。を。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い
 漢。の。荆。山。の。野。に。皆。退。し。し。の。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い
 此。あ。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い
 いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い
 いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い
 檀。も。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い
 か。い。ふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。いふ。心。をも。考。め。い

朱書

○富士太教法師

あゝわが身をばしらぬ涙ももてどくわとてわが身をば
黄昏城追補巻をあらうとて秋候あらうとて八班巻をあらう
魏の代班巻をあらうとて其のまゝ居用のまゝとて軍役をあらう
ら其のまゝの別をばとて血の涙を流しとて其のまゝ居用のまゝ
はらうとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて
まゝ秋候をば其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて
恥ぢ長々のびるなとて見とて其のまゝ居用のまゝとて
出とて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて

○小野小町の事

小町も昔中宮女の局の名をば後局より西よりありとて
其の海黒巻をばとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝ
又其の小町の事あらうとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝ
其の人の養女あらうとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝ
とて又其の人の養女の局をば其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝ
西よりありとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて
局をば其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝ
の里よりありとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて
其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて其のまゝ居用のまゝとて

朱書

保良實ガカス事日本の能と志と記録スル
を右の諸派ハ考ふる何事の飯の女と事性
志は次先宋の故事小会ととバ宋の世より以前
なと思ふに明帝の時の人ハ皆登ラバ前宋小所
の里の女此事と考ふるべし

○同誌

九十九夜少将をふと有り然るかめ六夜除くと
事如何見ハ易の教より謂かけり河圖洛書乃
全数合百十なり百十の内五六を除くと時ハ残り
九十九夜有故五六夜を除くと九十九夜合と有り

○紋乃事

扶桑畧記：天台山の事有り

通鑑集考卷七十晋の司馬武具牡丹莢を紋に附
梁の代敬帝の朝をべくは武進衣類と思ひく農
家の紋と云々を定る所なり保西朝の同紋
の内をやりと終又我朝に近來のやういへども
近來斗りよりハ百官卷考の四の巻に於るは山家
神天皇の代小方國紋を附らまたり又より久く止

○烏龜の事

百丈祿卷七十二牧月ハ注の神より西に位も時東の郊の方

朱書

の氣をいひ東郊の方より是郊の氣をいひて、
心より月の中を急を画く日、陽春の止は東に位
し、西の角をいひて西の角の方故に其心より、
を画く馬は又極陰のより、極陰は陽しかへると
いふ心より、馬は陽しかへてりて馬は画くなり

○道真の熟字有書

文廷班固、幽通の賦、タシムミラ耽躬於道真

○辛を額する事

宋の代より多くハ初ると云ハり通鑑といふと司馬
光シマミツタカ初關衛士以手加額宋代より以てハ神を覆く漢

書に名あり

○孟子卒去の事

先代傳より聖賢志と云書全部百八十三卷本朝ハ
士部不と波、其内一都水戸黄門ハ文庫に有り其
内十七卷四十一枚目ハ孟子卒去一見へり孟子ハ
齊國に以上三度遊治ハ三度目彼齊の卿官王驩ハ
為小毒食を以療の北門の傍より殺すに治ふと有

○ヲンホウの事

世にハ不の名字近頃の類なると云ハ黄舄ワウキ穢エと
と云又ハ收者シヤウシャと云り大江匡衡マサナガカ拾菴集

朱書

又之森撰が宇治拾遺歌と見えぬといひ、
以て「ランホウ」といへる時代は、古近世文字も
東坡が對古骨詩の七言絶句存^{セン}哀^{アイ}末^{メイ}在^{ゾウ}隱^{イン}山^{サン}と人隱^{ニンイン}
の字をおんとも候名をよむるが識者まつ右の詩を
詩林法記六卷のよあり

○阿部仲實之歌

禁秘御抄二十一牧め小仲たゝ事がなり世歎さるゝ
 唐より海より舟より次末良帝の勅令より西宮の
 ことと事とともかゝり付新詠も八月の半より
 張宿の憂ふ小治川に流さるゝに老無いともなりあやう

我が細くおちた心の中を、
 家へ山の手席に、
 誰ともなく、
 中夜の家の中の月、
 唐小秘書の官を、
 是大なる、

朱書

唐れ包僭かふ仲凡浮物のく以東陽江上送別の詩大國
施車終一年ともあり又玉文一歲載別何右文苑英華
統篇百九十卷唐翰林學士文郷官無論崇卑長爲吾
國之表表以授秘書節右同

其の色との歌小町いひし事

實女歌奏小侍従う歌うはむ和歌の巻十洋判よわ
是小侍従を仁明帝の法親也とむむ山を居るは
又は小侍従都より時常は様を大の極金とある
山とのりて風吹ちかきと秋石のやまを
まうとふかふ思ひは事ありて歌に詠む歌あり

又定家ハ小侍従う歌う事とあるは、山を居るは、
詩に母歌と大に好色の骨髓をのびては、見のやうなり、
昔の小町に旅人を人様とありは、利と、是は、
あり晋の李南生ハ晋代の張公詩を漢甯生と作と名を智
と、是は、其代を作、詩と、故と、歷朝珠璣十五卷、
と、又三昧詩の絶句ハ杜常友方次、皆宋人か、唐の母乃
詩人ハ編作、詩あり、編者意あり、

○世々輝九の事いひし事

俗傳ハ延喜帝の御もと又ハ、俗人の事、あり大なる誤り、
史記也一代ハ、延喜とあり、秘記ハ、唐の御事

朱書

の諱と延基と一と二男の由子きやう襁褓のころより啞うけ又べん朝ちやうきと終は是は相関と主事と終りふけり石火彈児といふ人
ふねを初年より懸ひ彈きう好まかた名けりといふは
ふとく田中乃蟬丸の事かたうふ延基延基の字田中彼も
是も皆王を彈の字蟬の字形相似たり又りありて天子
官人の子ふ丸の事と名けり蟬丸と名けり又唐の相関の所
けりて相関の字延基の子は終りてをりて唐の文帝の故事
をかりてまかりてせう大いふ。世にその作りを也友其故する古
史者三十一卷目と事いひて枝葉仙教集の中と書きういふ
蟬丸と山科のりとの枝葉の家とせり人いふいふいふいふ

を好むと邪ま登り大いふも立交りて流求の曲ひつて入
又新なるものも奇きと蟬丸の奇なり唯一人一首と書や
されどもゆゑの歌と書し但し一父母離るるもの歌を
りて相関の國の歌と書す唐の唐と書し一父母の言はれ
けりも人の性もよく唐の唐と書す一父母の言はれ
奇きも其侍り新なるものも又賢なる人いふは終りて官人
いふも唐のりて唐のりて唐のりて

○面不背泗濱石管絃磬石澄なり

世に日本に記録するに面不背の事あり其の大佛の眉目
いふにふてふ事きりあり且右の珠をりていふ事あり

朱書

いつにれ帝の怒を招く海老は流罪を四年の内記す
 住居かゝる御の使に同遠は流罪を四年の憂に
 の度れをいふは松樹を植く銀タをいふは松
 山風の如く西行の如く松の凡の戸物面をいふは松
 まゝいふれをいふは松の如く松の如く松の如く
 つまゝいふれをいふは松の如く松の如く松の如く
 面をいふは松の如く松の如く松の如く松の如く
 松の如く松の如く松の如く松の如く松の如く
 又行衛と配所の住居に流刑をいふは松の如く
 行卒の如く松の如く松の如く松の如く松の如く

○天物

世人日おまじりの沙汰の中にも百鬼大辯流巻中二
 剛城の百怪魅入り流罪をいふは松の如く
 ものゝ忽顛衛^{サナハ}といふは怪物のいふは偶影^{カウキョウ}をいふは
 丈高く髪おれいふは松の如く松の如く松の如く
 長き羽翼有る葉長くいふは松の如く松の如く
 とも松の如く松の如く松の如く松の如く松の如く
 跡小剛城乃同いふは松の如く松の如く松の如く
 有るわいび古今のりか實流罪をいふは松の如く
 る者おれいふは松の如く松の如く松の如く松の如く

朱書

やけ天の頼衛の文字は、事水戸の文館より、洋文の事、く印を、もて

○タタミと

世多を以て其を来日なりと叙し朝鮮又ハ阿蘭陀國ナリ歟其の地を
 ともくしより西陽集纂要卷十七首蜀朝の使者揚州の驛館より
 あへて時客を應ふの食法は玉の盃を薑艸を初めと漆木盃を
 以て巧く烟を吹くむおとく江より又西域の玄律中其より來る漢
 漢の順帝は一束の香艸を献くとい吾國一艸使口含分烟といふ
 然時ハ中其より肯くも烟艸を飲ぶといふより強き中其より
 あへて其を玄律よりをもてんふ天竺にも烟艸を吞くといふなり

然も時を日かの煙草の字藁叶と書くもつゝうゝはなやむ
 何れもこの藁叶といふものの目かれ煙草といふと遠ねと書かへた
 藁叶の字も低く聲もさうや世の人へ誤るをあらばぬの思ひより
 なるかや具ては保が。後漢の天子よりさういふ妙絶は今へと書よ
 出さず

○中將娘の正字

世に後醍醐天皇の女を宮中將姫と書し中乗姫と云ふらん
 されど世に初めは佛法は陽名とて三藏の初教をてゝ熟くか
 るの以て修戒をせしむる千佛乘なり東國その布をせしむる
 後の中乗上座の法門は眼をてゝあきらむる一沙衣中教の概也

朱書

續ひきける往代は尼なり自我をわしとて甘泉尼とて事
 杖乘釈志卷七とあり其外中乘尼の事産山の難陀等
 小も世事をいふなり又日知の史をいふ世の中特の官より
 任せしむる事曹公といふ事西下中品中乘上品上乗
 の事也と三昧經よりいふなり

○ 漢曹司馬事

漢の頼朝才と漢の頼朝は漢曹司馬と云ふ事又漢曹司馬の事
 中阿母也曹司馬と云ふ事漢の高祖天下はひくはははひくは文成り
 宜所を建はひ陳年ふ令とて建武の侍曹司馬を設く品
 陳士と司馬とて一む襲頼朝の側曹司馬を建とて韓信と司馬と

一む曹司馬とて軍曹と云ふ武を金所の役所の名と云ふ
 やすきと云ふ右在所の役人陳年韓信と云ふ天子の役所の名也
 故に御曹司馬と云ふ事漢の高祖と云ふ事又漢の高祖と云ふ事
 事と高祖の時と云ふ事一む高祖の時と云ふ事漢の高祖の時と云ふ事
 件の武の役所の役人なりとて高祖の代は金所に替りまふ
 たりと云ふ事高祖の時漢曹司馬と云ふ事漢の高祖の時と云ふ事
 ありと云ふ事外晋の軍曹志十四卷目と云ふ事日本漢の曹司馬と
 云ふ事漢の曹司馬と云ふ事天子の武者の曹司馬の役所を勤
 らしむる事なりとて東漢志と云ふ事天子の軍曹と云ふ事
 事と云ふ事一む頼朝の軍曹と云ふ事漢の曹司馬と云ふ事

朱書

文明の代り願ふをよみし武蔵の月の會はたふさぐす
 事、詩人風雅の者事並びつゝあらずも武蔵の事を
 あらうもあはれなむすむ教の酒美はあつたすを
 武帝のりの國はたふさぐす武蔵の詩をよむ世明の詩集十二
 巻のやうなうへへり

○ 佐賀社巴の事

白河院義隆三年のほろひ仁吉の營造堂ありふ平の東奏問
く神祇の礼を新金とてふ其西の品にうは物物を金入
はく白河天皇時乃文章博士みけく下くれをを管束文士
即ち傳へてく中々素武陽の海神・龍王の圖を石

[illegible]

朱書

是亦もあき事と今も神前神楽大般若も二六巴とて日暮
 といふ住まれ神威を海潮との冠とて及ふ所の説を常事とて
 二つの龍を画するは是以外神の神具と云ふあやまりありて
 在の事おも杖桑容史卷八の阿婆林とて其外禁極の事を載
 せば今も能極なり

○ 神中事より事

九棒の表炎焼の時と天の神中事有事時の天象儀を人の通名
 をよりて多事一は玉神小大進はく程のあかき事とて天の
 神中事なりはありて神の神蓋と和らふ内に出る
 二器を出せしり。証を待つ由なる天子の事なり余實

叙を待て事の方の神中事なりかといふと
 是事守護の引がて非常の時の事と引いてはあり抑や
 いかん事なりと堂上方より職系抄傳授の大秘事なり
 此中事なりとて禁極乃異説も金槌摘要とて事なり
 む市黄貫とて事なり

○ 聖女淫けいけいの山とて事

を金槌山といふといふ朝鮮筆記卷十二
 といふ首朝鮮の客末朝といふ彼山を登る曰山
 臨潼縣の嵒光山小髻髻とて事なりとて神中事なり
 といふ事なり

朱書

○姓氏之末

明姓氏錄を見たり姓と字を父方の名に依りて書す時と姓とを母方の名に依りて書すときとありて一説を以て曰其家先祖の氏を以て時と姓の字を用ひ後孫乃氏を書す時と氏と字とを用ひて記す

○大江惟時が辨

枝葉異志卷五大江惟時が辨ふことば眼を以てその灯を以てて一の灯とて眼とて見えては福とすか病眼とて見えては苦とすか一つは地方の俗なりとすか

人の眼も亦不吉の合ありと云先のひり怪しくなり
 實に云先のやとすまゝありて異國の人とて夫を以て
 福とて見るも亦人の目の氣を合ふなりとて是れ夫の
 言に依りて書すの時と姓の字を用ひて記す

○利安の合利の事

史通卷十五周書王の太子晋の事ありて晋を以て其時中
 風なりと書すなりとありて晋を以て其時中風なりと書す
 晋は晋の風風の言のなりとありて晋を以て其時中風
 なりと書すなりとありて晋を以て其時中風なりと書す

朱書

風風の音を林金玉の能事をしや市井の意に便り金銀の
とまひは太き晋金といふ張公自李時管音還四面管資
利と有る

○徐福をあり事

熊野と秦の徐福をありしなりいふも徐福ありて徐市
なり少微に體にあり

○野史のあり事

武備志卷三十二司馬達が評す野史有功者豈謂大夫史哉
耳唐詩評林卷七劉長卿詩も韓信何忍意忽懷野史之
功と有る

○夷の時代の事

青史の時代を二里の時より問ふ事天地を考へて末に
天と人又地理を明くする人々の風格と夏殷周三代乃
時のことゝのいふ友と夫婦婚姻のありていと同姓をいふ事
るありし事とありて是よりいふ二人の女はありていふ
事と人又と夏殷の時もさういふわが周の時もいふ人又と地
の和氣とありていふ事とありていふ事とありていふ事とあり
女は舞ふつゝありていふ事とありていふ事とありていふ事と
儀禮と異國とありていふ事とありていふ事とありていふ事と
かゝる事とありていふ事とありていふ事とありていふ事とあり

朱書

○ 齊生絲女集

皇明史記卷之六十五
李氏傳
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、
李氏傳云、

○日本と海峽植民地との事

のたけまふけくむくはふもなほのふもと漢の世のすうり
 まあゆも世仙の風ありてあまた是と記し天の川有る世三人
 は牛嶽女を二つの思ふがごとく又彼翁を天河にかきこゝ馬鹿の橋
 とまわたりてさうらひのやみ草をくぐりて香の世かゝるうさぎなりといへ

王氏箇橋異考卷七國漢あり頗東夷の國は落しきまゝ又各備
大臣の入唐の時各の文若常の清なりきまゝは清ある時は翰林
文士野馬臺の四詩を以て玄備を示しりり時と其の夜白より和を
とて東海姓は國の人を其儀清くは詩と文すきまゝは姓は

朱書

小つを有是の如く熱法をうへる古備と姫氏國の辭のふれ
 機りてあらはれしとてしるる落後を是より見るにむかひ
 姫氏國の事能ひうへる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と
 のに異り國の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 是れよりむかひとてしるる國の事とてしるる上唐の則天の詩も
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と
 二柱の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と
 神々の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と

はまの神とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と

太平廣記集考卷四百十九の西番の代述漢の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と
 多く鳥の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と
 同く鳥の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と
 玉領の事とてしるる上唐の則天の詩も東海姫氏の客に
 いらるるに金主事をも記しては姫氏とて國の春分用の事と

朱書

○ 自 願 日 中 事

宋の代より多くを初よりんがより通鑑より司馬光赴闕衛士以平

○雷電の魂

西風重の篠は秋ふかりもむ東風かきくは散やもく憂はともむうふ落
とくはくふえ落しりやまゝ文廷豪士の法陞機く辞は欲傾之葉無所
復烈風將墮之泣不置繁哀聲言

[illegible]

此より久しき事なり。是れも事あるを成つて内卷に上る。客前記は門徽社
 といふ。前記にかひふかしくとちと漢前易のほかに初りありと云ふ。

此は柳のて旅を創りて路をくがらんとすまゐり

○ トキメシボウ

[illegible]

朱書

[illegible]

○劇雪隱正說

歟。漢書地理志卷之南蠻異史。引之曰。藏則以青椿アサキ。曾以アサキ。解以アサキ。黃尾アサキ。

○石上三年

據言別記卷上唐北郊の時より氷室を陽室とて皆周禮の凌人職
節よりある如く雨の氷は夏も竹を並べて冬の用と違ふことと云ふ所れ

書魏の武帝生る所の氷室と司馬光が云く二年たてば室を
のりて却りまゝう氷を積むべしつかねば積むべしといふ
まゝに氷を積むべしと云生る所は氷室のくま二年たてば
と云ふ却りといふまゝといふ是よりかゝる

○ 花を川の淵に常におき置ておどろ

右の竹脈を名々川の瀬瀬に於てくう或は石を文に瀬瀬、
あはれ第好ふの瀬瀬を新くかき、此のそかきうまやんは、この瀬
渡り、次能治湍なり、此心も続取震川集卷十六漢、張叔子
東海を治る、汚川といへ、川が續く、治水の、民ふくまはれを歎き
あはれ、地なり、此を張叔子治水の志とあり、いふ、川が、あはれ、く、減る、

朱書

ありしむ成しし後叔子計と懐び向ふ
 此川の端能治端・名をいふは後漢の代より又漢の
 此河を言ふは漢の押印まゝの所を人知るゝなは能治端を
 耶・めりしむ成しし後叔子計と懐び向ふ
 此川の端能治端・名をいふは後漢の代より又漢の
 初撰名詞記をえりしむは後漢の大炊川といふは漢の
 此河を言ふは漢の押印まゝの所を人知るゝなは能治端を
 耶・めりしむ成しし後叔子計と懐び向ふ
 此川の端能治端・名をいふは後漢の代より又漢の
 初撰名詞記をえりしむは後漢の大炊川といふは漢の
 此河を言ふは漢の押印まゝの所を人知るゝなは能治端を
 耶・めりしむ成しし後叔子計と懐び向ふ

○唐の書紙鬼形を記す

不承人今書二子七卷ふ前漢文帝の朝ふとの文庫は漢の
 荒経典群書を吟いけりしむは漢の武帝と云ふは漢の
 か・耶・めりしむ成しし後叔子計と懐び向ふ
 此川の端能治端・名をいふは後漢の代より又漢の
 初撰名詞記をえりしむは後漢の大炊川といふは漢の
 此河を言ふは漢の押印まゝの所を人知るゝなは能治端を
 耶・めりしむ成しし後叔子計と懐び向ふ

朱書

文帝唯人をして治めしむるに里とてあるはつと文帝性
仁とて人ありては天子怪れり憂ふるを人ありて鬼
を治めしむるに里とてあるはつと文帝性
仁とて人ありては天子怪れり憂ふるを人ありて鬼

帳をたきぬのふし

是より兩漢博聞別錄に後漢桓帝の時、黃巾を平る市井かりき。而して其の未帳を流く官人の計ありて遂に三月時、京實郭とあるに、黄巾を平る市井かりき。而して其の未帳を流く官人の計ありて遂に三月時、京實郭とあるに、

彼綿帳のぼろをとりて金をあらけを賣りて見よとて其半世の人生を
 売り度す賣り度しの泣き涙を流し帳と云なり此實郭が故やと云ふ事あり
 の事此帳といふ事ハ後ゆく多流の泣き涙を流しと云ふ事なり右の故やと云
 ふ事此帳のやゝ外のことなまはしつゝたゞ南家の泣き涙を流しと云
 ふ事近きと牒のやゝ外のことなまはしつゝたゞ南家の泣き涙を流しと云
 狀のやゝ外ななり此俗人の事簡にわづらひし黒國の牒のやゝ外
 竹のまゝと云ふ

○老のいふの故

通鑑要纂卷百十五、唐の玄宗皇帝楊貴妃、車を周りと瀝山宮に幸し、山遊あり。後、玄宗皇帝、楊貴妃、車を周りと瀝山宮に幸し、山遊あり。後、玄宗皇帝、楊貴妃、車を周りと瀝山宮に幸し、山遊あり。

朱書

小ぢんゝゝつを介ふゝゝ諒かゝりしれど是を思ひいひ後ふみ
 車の轍を錦のふねより巴ミ車のまゝの外ふねなふうたれぬれ
 此遊の車をおもふを唐れ本ゝ商賈が海は錦轍驥山君と云ふ
 是は月む小ぢんゝゝを思ひ車ゝを寄くゝの意義するゝの初は人月以
 けむ思ひ車おけつゝまあや

○或神道を以てつぎと云ふ事又アスケカスケと云ふ事

是を紀せし之の位君の社は清き心より入る神は月繫乎清沈徳と云々
志すべくしてふくむにほかりてぬらひあつたゆへにさういふ事をしてアスガ
カスケル俗にあをまかせる事とすなりと云はれり故世恵みの日ハ秘ふ
秘大枝抄巻五十一あり

○ 豫讓公之成早

[illegible]

朱書

清くは原をへ是は原をへしとて時を記しは元をあらわす
 極楽といひて吐くは元の中も世原といふあつては極楽
 か否くは原山に酒石かき事難いあ

○あつて水へを対するといふ事

申すは首とすまは天南西の間を坤とす東北の間を艮とす坤は
 易經よりおる表をいふ又艮は山を属するなりとあり然る小
 火の氣も南に属するなり故に艮火を火生土とす坤の土を生む坤のおを
 土生金とす金生を金氣とす此の物の氣は地の屬氣なりと論
 不祥の氣也とす坤のおを金氣の對の氣を土とす
 事とあつて坤の首は土なり又艮は山なり是を土を土とす

水は北の方の水を冠する故に艮を冠する水は北の方の氣なりと
 水生木とす木の木氣を土とす陽の吉の氣を土とす水は
 艮の冠する土の氣を土とす艮の首を土とす艮の首を土とす

○極杖の事

百答萬花谷卷七、周報王の時赤城山の邊、まをす住むる仙
 あつて坪の處に報王の遊獵あり一日の獵、目録ありとて、仙は
 仙の座、腰をうけつて、報王を見つて、曰く、何を観つて
 是天よりく、座をうけつて、仙室に居るをうけつて、仙は
 昔の事、何よりく、是よりく、人々、仙座をうけつて、仙は

$$\begin{array}{r} \text{¥} 2.00 \\ \hline 7.218 \end{array}$$

ありけり。かゝるは形の彫り、燈を九つのをくわへて、床の端の菊を
 ましめ、若れぬ壽枝をめぐらして、つくりうへに、石を横にたて、
 うへにもうと、襦きもききなり、これなど常々の中、振るとさうく
 さうくむねあふく、おをうりうへに、親王大いはい多く、又より世の中
 小端料乃、壽なる事をもとめて、杖の頭、燈は刻んで、謝意
 運ぶゆゑ、無表ひ、汝恨壽數、呼我老を候なり

經智摩訶止化教人

越前沈永居

幼年志業

